

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する
支援等に関する法律の改正を求める意見書

障害者虐待防止法が施行され、約10年が経過しようとしている。障害者への虐待防止、障害者の尊厳を守ることを目的に法律が成立したが、残念なことに、近年、障害者が虐待される事案が増加傾向にある。

本市においても、近年、障害者施設において職員による利用者への虐待が発生している。ほかにも、精神科病院に入院中、身体拘束されていた男性患者のキャッシュカードを盗み、現金40万円を引き出したとして、病院の看護師だった男性が窃盗容疑で今年3月中旬、大阪府警に書類送検されたところである。

現行の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律において、虐待発見時の市町村への通報義務は、障害者福祉施設の従事者等による障害者虐待には課せられているものの、医療機関における障害者虐待は対象外となっているのが現状である。

患者という立場の弱い人に対する虐待、人権侵害は断じて許してはならず、虐待防止のさらなる推進、虐待の早期発見、被虐待者の救済、自立支援を速やかに行える体制を確立する必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を改正し、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 虐待発見時の市町村への通報義務対象に、医療機関における障害者虐待を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月22日

大 阪 府 茨 木 市 議 会